

制定 令和7年6月6日 原規人発第2506065号 原子力規制庁長官決定

原子力規制庁体験プログラム実施要領（原規総発第1308162号）の全部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月6日

原子力規制庁長官 片山 啓

原子力規制委員会職場体験プログラム実施要領

（目的）

第1条 この規程は、原子力規制行政に関心を持つ学生を職場体験プログラムの実習生（以下単に「実習生」という。）として受け入れる場合における実習の実施方法その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（実習への応募の条件）

第2条 実習生は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 人事院規則8—18（採用試験）第9条第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者
- (2) 次条第3項に規定する事項を遵守することができる者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）又は高等専門学校その他の教育施設（人事院規則8—18第8条第1項に規定する受験資格（同規則第3条第1項各号及び第2項第1号に規定する採用試験に係るものに限る。）を満たすために必要な課程を置くものに限る。以下「大学等」という。）の学生である者

（実習生の受入れ）

第3条 原子力規制庁長官官房人事課長（以下「人事課長」という。）は、実習を希望する学生から実習への参加の申込みがあったときは、主管する課等（原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）第2条第3号に規定する課等をいう。）の長（以下「主管課等の長」という。）と協議の上、当該学生を実習生として受け入れるか否かを決定し、その選考の結果を当該学生に通知するものとする。

- 2 人事課長は、前項の選考の結果を当該学生が在学する大学等に通知するものとする。
- 3 実習生は、実習の開始前に、第9条、第10条第1項及び第12条第1項に規定

する事項を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(実習の実施方法等)

第4条 人事課長は、実習生の受入れに当たり、当該実習生への指導、助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を指名するものとする。

2 実習指導官は、実習が適正かつ効果的に実施されるために必要な指導、助言等を行うように努めるものとする。

3 実習指導官は、機密性の高い情報を実習生に取り扱わせてはならない。

4 実習指導官は、原子力規制行政上漏洩すると重大な影響を及ぼし得る秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置いてはならない。

5 実習指導官は、実習の内容等を記載した実習計画書を作成し、主管課等の長及び人事課長に提出するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(実習期間等)

第5条 実習期間及び実習の日程は、実習の内容等を勘案の上、人事課長が決定するものとする。

(実習時間)

第6条 実習時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日以外の日の午前9時30分から午後6時15分までとし、正午から午後1時までを休憩時間とする。ただし、実習指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、この項本文に定める時間以外の時間に実習を実施することができる。

(実習場所)

第7条 実習は、原子力規制委員会の執務室において実施するものとする。ただし、実習指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、当該執務室以外の場所で実習を実施することができる。

(実習に係る費用)

第8条 実習生の実習のために要する費用は、実習生の負担とする。

(実習生の遵守事項)

第9条 実習生の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 実習生は、国家公務員としての身分を保有しないが、実習期間中は、原則

として原子力規制委員会職員が遵守すべき法令等に従うとともに、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第99条の規定により国家公務員は信用失墜行為を行うことが禁止されていることに鑑み、これに類する行為（特定の政治団体、宗教団体、企業その他の団体の利益のために行う行為を含む。）を行ってはならないこと。

- (2) 実習期間中は、実習指導官の指導等に従うこと。
- (3) 実習期間中は、実習を欠席してはならないこと。ただし、正当な事由によりやむを得ず欠席する場合であって、当該事由を実習指導官に申し出たときは、この限りでない。
- (4) 実習期間中及び実習期間の終了後において、当該実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第100条第1項に規定する秘密をいう。）を部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならないこと。
- (5) 実習の成果を論文等により外部へ発表しようとする場合には、あらかじめ、人事課長の承諾を得ること。

（実習の評価等）

第10条 実習生は、原則として、実習期間の終了時までには、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官に提出しなければならない。

- 2 実習指導官は、前項の報告書を確認した上で実習の評価を行い、その結果を主管課等の長及び人事課長に報告することとする。
- 3 人事課長は、実習生から前項の結果を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提供を求められたときは、当該書面又は電磁的記録を提供するものとする。
- 4 人事課長は、実習期間の終了後、翌年度以降の実習の円滑な実施を図るため、実習生及び実習指導官に対し、アンケートの提出を求めることができるものとする。

（実習の中止）

第11条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習期間の終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。

- (1) 実習生の実習態度に問題があるとき。
- (2) 実習生が実習を継続することにより、原子力規制委員会の業務に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認めるとき。

- 2 人事課長は、前項の規定により実習生の受入れを中止したときは、その旨を当該実習生が在学する大学等に通知するものとする。

(災害補償)

第12条 実習生は、実習期間中の事故等により傷害を受けた場合又は原子力規制委員会（その職員を含む。次項において同じ。）若しくは第三者に損害を与えた場合に備え、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 実習期間中の事故等により実習生が傷害を受けた場合又は実習生が原子力規制委員会若しくは第三者に損害を与えた場合は、当該実習生が加入する保険により補償する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、人事課長が別に定めるものとする。

- 2 この規程は、実習の実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。

附 則

この規程は、令和7年6月6日から施行する。